

## オペレーターサービス Plus 利用規約

オペレーターサービス Plus 利用規約（以下、「OSP 規約」といいます）は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect の有料オプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供するオペレーターサービス Plus の利用に関する決まりを定めるものです。

### 第1条 （定義）

OSP 規約において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、OSP 規約において特に定義がされていない用語は、T-Connect 利用規約において定義された用語（例. T-Connect、TMC、販売店、車載機、情報通信端末、DCM、通信機など）と同じ意味を有するものとし、OSP（本条第 2 号）に関し別途 TC の定める諸規定（以下、「OSP 諸規定」といいます）が存在する場合、OSP 諸規定は、OSP 規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、OSP 規約と OSP 諸規定の内容が異なる場合には、OSP 諸規定が優先します。

- (1) オペレーターサービス Plus：OSP 規約に基づき、日本国内において、OSP 契約者（本条第 4 号）および OSP 車両利用者（本条第 7 号）に対して T-Connect の有料オプションサービスとして提供される、トヨタブランドの自動車向けのオペレーターによるサービスをいいます。
- (2) OSP：オペレーターサービス Plus の略称です。
- (3) OSP 申込者：OSP の利用を申込む者をいいます。
- (4) OSP 契約者：OSP 規約に基づき、OSP の利用に関し、TC との間で契約が成立した個人または法人をいいます。
- (5) OSP 利用契約：OSP 規約に基づき、TC および OSP 契約者との間で成立する OSP の利用に関する契約をいいます。
- (6) OSP 利用車両：OSP 契約者が所有・利用等する車両のうち、OSP 利用契約に基づき、OSP を利用できる車両をいいます。
- (7) OSP 車両利用者：OSP 契約者から OSP 利用車両における OSP の利用を許諾された者をいいます（OSP 契約者自身を含みません）。なお、OSP には、OSP 契約者のみが利用できるサービスがあるため、OSP 車両利用者が利用できる OSP の範囲は制限されます。
- (8) OSP 利用料：OSP の提供にかかる対価・料金をいいます。

### 第2条 （規約の適用）

1. T-Connect 利用規約および OSP 規約は、TC と OSP 契約者、OSP 車両利用者および OSP 申込者との間における、OSP の利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. OSP 規約に定めがない事項については、T-Connect 利用規約の各条項（T-Connect 利用規約 4 条 1 号、5 条、7 条から 13 条まで、15 条、16 条、18 条から 21 条まで、24 条から 26 条までを含みますがこれらに限られません）が直接適用されます。
3. OSP 規約の内容と、T-Connect 利用規約の内容とが矛盾または抵触する場合は、OSP 規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第3条 (OSP 利用契約)

1. OSP 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、TC および OSP 契約者（個人 1 名または法人 1 社）との間で成立するものとします。OSP 利用契約に関する一切の手続きは、TC および OSP 契約者の間で行われるものとします。
2. OSP 申込者は、OSP 規約の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申込方法により、OSP を申込みのものとします。
3. 前項に基づく OSP の申込みは、OSP の利用ができる車種を所有・利用等した上で、T-Connect の申込みと同時または事前に T-Connect 利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、OSP の利用ができる車種は、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。

### 第4条 (OSP 利用契約の成立)

1. OSP 利用契約は、前条第 2 項の申込みが TC に到達した後、TC が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の TC による承諾は、OSP 申込者が OSP を利用できるようになったときに、TC がこれをなしたものとみなします。

### 第5条 (OSP の内容)

1. OSP には以下のサービスが含まれますが、サービスの範囲・内容は、OSP 利用車両、車載機、情報通信端末および DCM の有無や種類、ならびに OSP 契約者の契約形態により異なります。詳細は、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。
  - ・ 紹介・予約代行サービス  
OSP 契約者に代わって以下の情報を検索し、予約代行を行うサービス。
    - (i) 飲食店予約
    - (ii) レンタカー予約の取次ぎ（トヨタレンタカーへの転送）
    - (iii) 航空券（国内線）予約（マイレージカード、クレジットカードが必要。マイレージカードは JAL・ANA のみ）
    - (iv) 宿泊予約
  - ・ ドライブサポート  
ドライブ中に知りたい情報を検索し、車載機に送信するサービス。
  - ・ お問い合わせサービス  
診療機関の案内等を行うサービス。
  - ・ ロードアシスト 24  
路上トラブル発生時に JAF への取次ぎを行うサービス。
  - ・ 車両問い合わせサービス（T-Connect for CROWN 契約者のみ）  
車両に関する問い合わせへの対応、および販売店への取次ぎを行うサービス。
2. OSP 車両利用者は、前項のうち、「紹介・予約代行サービス」のうちの紹介サービス（予約代行サービスは含みません）、「ドライブサポート」、「お問い合わせサービス」および「ロードアシスト 24」

を利用できるものとします。

3. TC は、OSP 契約者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、OSP の利用にあたって T-Connect の申込み時に付与された ID およびパスワード、または OSP 契約者本人を特定できる情報をもって、OSP を利用しようとする者が OSP 契約者であることを確認できない場合は、OSP を提供できません。ただし、OSP を提供しないことで OSP 契約者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつ OSP を提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。

#### 第6条 (OSP の利用)

1. OSP は、OSP 契約者と OSP 車両利用者が利用できます。
2. OSP は、OSP 契約者が OSP 利用車両を所有・利用等した上で、T-Connect 利用契約が成立している場合に限り利用できます。
3. 情報通信端末にて OSP を利用する場合、OSP の利用にかかる通信費は OSP 契約者または OSP 車両利用者の負担となります。
4. OSP は、電話での応対に限り、FAX、メールその他の手段による応対は行っておりません。
5. TC は、OSP 契約者および OSP 車両利用者による、オペレーターの指名には対応しておりません。
6. TC は、遅滞なく OSP を提供できるよう努力しますが、問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
7. OSP 契約者および OSP 車両利用者は、法令または公序良俗に反して OSP を利用することはできません。

#### 第7条 (予約代行)

1. OSP 契約者は、OSP のオペレーター経由で、第 5 条第 1 項の「紹介・予約代行サービス」に規定する予約代行手続きを利用することができます。
2. TC は、OSP 契約者から予約手配の申出を受けたときは、当該申出を実現するために必要な範囲で、OSP 契約者に代わり、第 3 条第 1 項の「紹介・予約代行サービス」に規定する飲食店等の事業者に対して、予約代行手続きを行うことができるものとし、OSP 契約者はあらかじめこれを承諾します。
3. OSP 契約者は、前項に基づき予約代行手続きを利用する場合は、OSP 規約を遵守し、旅行業約款および TC が交付する書面の内容を確認するものとします。
4. TC は、OSP 契約者の希望により飲食店等の事業者への予約を代理・媒介または取次ぎするものであり、当該飲食店等の事業者のサービスを提供するものではありません。
5. 予約代行先との契約は、OSP 契約者と飲食店等の事業者との間で直接成立するものであり、TC は当該契約の当事者とはならず、飲食店等の事業者が提供するサービスについて一切の責任を負いません。
6. OSP 契約者は、飲食店等の事業者が提供するサービスを利用するときは、当該飲食店等の事業者が定める規定に従い利用するものとします。

## 第8条 (旅行業法上の表示)

1. OSP の提供にあたり、旅行業法第 12 条の 4 第 2 項に定める取引条件の説明書面および同法第 12 条の 5 第 1 項に定める契約内容を記載した書面の交付が必要となる場合、TC は、当該書面の交付に代えて、(1)ユーザーサイトにおいて PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載する方法または(2)メールを送信する方法により、当該書面に記載すべき情報を提供できることとし、OSP 契約者は、これを承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、OSP 契約者は、第 11 条記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

## 第9条 (OSP 規約の改訂および周知)

1. TC は、個別に OSP 契約者と合意することなく、OSP 規約を改訂 (OSP 規約を補充する諸規定の追加を含みます) することができるものとします。この場合、OSP 契約者に対し、OSP 規約を変更する旨および変更後の OSP 規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、T-Connect のウェブサイト (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に掲載することにより行うものとします。

## 第10条 (免責)

1. TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、OSP 契約者および OSP 車両利用者に対して一切の責任を負いません。
2. TC は、OSP の変更・終了 (T-Connect 利用規約第 7 条) または OSP の提供の一時的な中断 (T-Connect 利用規約第 9 条) に基づき、OSP を変更もしくは終了する場合または OSP の提供を一時的に中断する場合、OSP 契約者および OSP 車両利用者に対し、一切の責任を負いません。
3. TC は、OSP の内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、OSP の利用に関し、OSP 契約者または OSP 車両利用者に損害、損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。万が一、TC が、OSP 契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、OSP 契約者のうち T-Connect for CROWN の契約者の被った損害については、T-Connect 利用規約第 10 条 2 項の定めによるものとし、その他の OSP 契約者の被った損害については、OSP 利用料の 1 年分相当額を上限とするものとします (TC に故意または重大な過失がある場合を除きます)。
4. TC は、次の各号のいずれかに該当する場合、OSP 契約者および OSP 車両利用者が OSP の全部または一部を利用できないことにより OSP 契約者、OSP 車両利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
  - (1) OSP 契約者の届出内容に誤りのある場合、または OSP 契約者が変更の届出 (T-Connect 利用規約第 21 条) を怠っている場合
  - (2) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
  - (3) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合

- (4) OSP 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
- (5) OSP 利用車両に取付けたトヨタ純正品以外の用品によって、OSP の一部機能が正しく作動しない場合
- (6) 取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合
- (7) 取次先事業者の故意または過失による場合

#### 第11条 (個人情報について)

TC は、OSP の提供のために、OSP の提供に必要な範囲で、契約者、車両利用者または OSP に問い合わせをした者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、OSP を提供するにあたって個別に取得する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む））を取得します。なお、当該情報をご提供頂けない場合には、OSP のサービスを提供できないことがあります。

#### 第12条 (お問い合わせ先)

OSP 規約および OSP に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

**【T-Connect サポートセンター】**

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 (年中無休)

#### 第13条 (OSP 利用料の支払い)

1. OSP 契約者は、OSP 利用契約に基づき、別表のとおり、TC に対し、OSP 利用料を支払うものとします。また、OSP 契約者は、OSP の利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. OSP 契約者は、OSP 利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに T-Connect の契約形態によっては、OSP 利用料の支払区分として、年払いまたは月払いを選択することができます。
3. OSP 契約者は、次の各号に定める方法のうち、OSP 契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、OSP 利用料を支払うものとします。なお、OSP 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。

(1) クレジットカードによる支払い

OSP 契約者は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または OSP 契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、OSP 契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して OSP 利用料を支払うことに予め同意するものとします。

(2) 預金口座振替による支払い

OSP 契約者は、TC 所定の申込みをし、かつ TC がそれを承認した場合に限り、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとしします。

(3) 指定口座振込みによる支払い

OSP 契約者が法人である場合、OSP 契約者は、TC が OSP 契約者からの申込みを認めた場合に限り、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとしします。

4. OSP 契約者は、TC 所定の手続きを行った場合、本条第 2 項の支払区分および前項の支払方法を変更することができます。

第14条 (OSP 利用契約の解約)

1. OSP 契約者は、OSP 利用契約の解約を希望する場合、TC 所定の手続きにより TC に届出るものとします。解約の効力は、TC に解約の届出が到達した時点で生じるものとしします。この場合、TC は、既に支払われた OSP 利用料の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い OSP 契約者が解約を届出た場合において、OSP 契約者が TC に対し債務を有する場合、OSP 契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとしします。
3. OSP 契約者が、T-Connect 利用契約の解約を届出たときは、OSP 利用契約の解約も届出たものとみなします。

第15条 (解除事由)

1. TC は、OSP 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、OSP の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、OSP 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。
  - (1) T-Connect に関連する諸契約の違反等により、過去に T-Connect に関連する契約を解除されたことがある場合
  - (2) TC が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に TC との契約を解除されたことがある場合
  - (3) T-Connect に関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
  - (4) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
  - (5) OSP 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合
  - (6) その他 TC が OSP 契約者として不相当と判断する場合
2. TC は、OSP 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、OSP 契約者に通知または催告することなく、OSP 利用契約を解除できるものとしします。この場合、TC は既に支払われた OSP 利用料の払戻しは一切行いません。
  - (1) T-Connect 利用契約を解除された場合

- (2) T-Connect に関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合
  - (3) T-Connect または関連するサービスを不正に利用した場合
  - (4) T-Connect および関連するサービスの運営を妨害した場合
  - (5) OSP 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
  - (6) OSP を 1 年以上利用していない場合
  - (7) OSP 規約に重大な違反があった場合
  - (8) 反社会的勢力の排除条項（T-Connect 利用規約 26 条）に違反する事実が判明した場合
  - (9) その他 TC が OSP 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合
3. 前二項に基づき OSP 利用契約が解除された場合において、OSP 契約者が TC に対し債務を有する場合、OSP 契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第16条 （その他の終了事由）

T-Connect スタンダードを契約している OSP 契約者の場合、当該契約が解約、解除、期間満了その他の事由により終了したときは、OSP 利用契約も同様の事由により終了するものとします。

第17条 （専属的合意管轄裁判所）

OSP 契約者と TC との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（付則） 2020 年 12 月 10 日改訂

## 【別表：OSP 利用料および支払方法】

### (1) OSP 利用料（消費税込み）

基本サービスプラン名称	OSP サービスプラン名称	通信方法	料金
T-Connect for CROWN	オペレーターサービス (注1)	DCM 利用 (パケット使い放 題)、 Wi-Fi® (注3)	T-Connect 利用規約別表の 基本利用料に含まれる
T-Connect スタンダード	オペレーターサービス Plus (注2)		年払い 6,050 円/年 (注4)
			月払い 550 円/月 (注5)

※TC に支払われた OSP 利用料は、理由のいかんを問わず一切払戻ししません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。

※OSP 利用料は 2020 年 12 月 10 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。

(注1) オペレーターサービスとは、T-Connect for CROWN の契約者が、OSP 利用契約の申込みをしなくても、OSP 利用規約が適用されて OSP を利用できる場合をいいます。

(注2) オペレーターサービス Plus とは、T-Connect スタンダードの契約者が、有料オプションサービスとして OSP 利用契約の申込みをしたうえで、OSP を利用する場合をいいます。

(注3) 情報通信端末を使用した場合、OSP の利用にかかる通信料および通話料は OSP 契約者または OSP 車両利用者の負担とします。

(注4) 年払いにおける契約期間は、OSP 契約日から OSP 契約日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までの期間をいいます。なお、年払いを選択した場合の OSP 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。

(注5) 月払いにおける契約期間は、OSP 利用契約の支払方法登録完了日当日から同月末日までの期間をいいます。なお、月払いを選択した場合の OSP 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日が月の途中であっても、OSP 利用料の日割り計算は行いません。

### (2) 支払方法

支払方法	支払区分	課金方式
クレジットカード	年払い	都度課金(※)
	月払い	
預金口座振替	年払い	都度課金(※)
指定口座振込	年払い	都度課金(※)

※預金口座振替および指定口座振込による支払いは、月払いの選択ができません。また、T-Connect スタンダードの契約者に対して、T-Connect 利用規約に基づき提供されるサービス（以下「基本サービス」といいます。）の支払区分について月払いを選択しているときは、MSP 利用料の支払区分についても月払いとなります。

※基本サービスまたは有料オプションサービスのうち、一契約でも月払いを選択されるときは、他の全ての支払い



もクレジットカードによる支払いとなります。

※預金口座振替による支払いの場合、TCはOSP契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、OSP契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が2,000円未満の場合は、別途110円（税込み）の手数料を請求します。

### **(3) 消費税**

上記（1）（2）に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。